

流山市農業委員会
平成30年第1回
総会議事録

平成30年1月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成30年第1回総会議事録

1 期 日 平成30年1月25日(木)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 2番 金子 孝博
3番 中嶋 清

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 酒巻 孝美
推進委員 小林 常男	推進委員 増田 正美

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局次長 秋元 学
主事 中里 友希

9 会議目次

(1)議案第1号 農用地利用集積計画の決定について.....	1
(2)議案第2号 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について.....	4
(3)報告第1号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について.....	5
(4)報告第2号 合意解約の通知について.....	6
(5)報告第3号 専決処理の報告について.....	6

▲開会 午後3時10分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

2番 金子委員、3番 中嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」の2議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第3号「専決処理の報告について」を報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくをお願いします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年1月25日提出

議案1番の権利者は、流山市大字平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。借り受ける農地につきましては、平方及び中野久木の田6筆 合計面積は、2,383平方メートルです。利用権設定期間につきましては、新規により3年間で、移転の原

因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページでございますので、併せてご参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案2番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、上貝塚の田1筆 面積は、1,031平方メートルです。利用権設定期間につきましては、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページでございますので、併せてご参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案3番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。借り受ける農地につきましては、下花輪の田1筆 面積は、1,031平方メートルです。利用権設定期間につきましては、相手を変更しての更新により3年間です。移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページでございますので、併せてご参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

議案4番の権利者は、流山市大字深井新田にお住いの方で、職業は兼業農家の方です。借り受ける農地につきましては、西深井の田2筆 合計面積は、2,088平方メートルです。利用権設定期間につきましては、更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページでございますので、併せてご参照いただきたいと思ひます。

なお、議案書の4ページに、今年度の農用地利用集積事業の目標面積、今月の実績、先月までの実績等を記載しております。

今月の農用地利用集積は、以上の4件です。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が3件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数はほぼ毎日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

2番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は63歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に、3番ですが本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は90歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

次に、4番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は77歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は100日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時18分 小菅委員退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の1番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時19分 小菅委員入室)

○水代議長 次に、本案の2番から4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号の2番から4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の2番から4番について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成30年1月25日提出

はじめに、本件につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

次に、申請者につきましては、相続人であります流山市大字木にお住いの方他3名の方で、申請がありました土地は、流山市大字木にあります畑4筆 合計面積1,671平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は973平方メートルになります。

買取り申出事由の生じた方につきましては、父親で、父親の死亡を原因に、今回、生産緑地の解除をするための手続きとなる「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」の説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましては、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR武

蔵野線南流山駅の南西約1.2キロメートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親です。従事日数は、以前はほぼ毎日農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年5月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、区画整理事業による工事中の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第1号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が、次のとおりあったので報告する。

平成30年1月25日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市十太夫の畑1筆 面積は3,143平方メートルで、昨年11月に開催されました農業委員会総会の議案第62号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であり、議案案内図につきましては、7ページになりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりです。今後、買取り申出から3か月後の平成30年2月27日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地

地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についての報告は、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見ございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第2号「合意解約の通知について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成30年1月25日報告

合意解約が行われました農地につきましては、流山市中野久木にあります田 1筆、面積は1,031平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、昨年12月26日であります。

また、この報告の議案案内図につきましては、8ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の合意解約の報告につきましては、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見ございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第3号「専決処理の報告について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第3号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年1月25日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 3筆 面積1,858平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、42件 487筆 面積232,038.87平方メ

ートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が2件、その他の建物施設用地が1件の計3件の届出がありました。

今月の4条届出の合計は以上3件 合計面積は1,858平方メートルでした。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が30件、マンションの区分所有が11件、その他の建物施設用地が1件の計42件の届出がありました。

今月の5条届出の合計は、以上42件合計面積は232,038.87平方メートルでした。

今月の専決処理の報告は、以上です。よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご意見、ご質問がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後3時30分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年1月25日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

金子孝博

流山市農業委員会委員

中嶋尚